

令和2年度 山形市見本市等出展支援事業 募集要領

山形市では、市内の中小企業等が自社製品の販路拡大と新規需要の開拓を促進するため、国内外における見本市等に出展する場合に、出展費用の一部を助成しております。

◆見本市等◆

見本市等とは、新たな取引先や事業提携先を開拓するため、中小企業者が自らの商品や製品・サービスなどを展示する見本市や展示会、博覧会その他これらに類するものをいいます。これらは、国際的または広域的な規模で、国内または国外で開催されるものとし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 山形県内において開催されるもの
- (2) 消費者を対象とする商品等の販売を主目的とした物産展など
- (3) 年度をまたいで(3月～4月)開催されるもの
- (4) 補助対象者において、同一の見本市、展示会、博覧会等が直近の2カ年で連続して本補助事業の対象となっているもの**

※なお、(4)における見本市等の考え方は次のとおりとします。

- ・季節によって開催されるものについては、同一のものとしてします。
- ・展示会場(パビリオン)が異なるものであっても、開催名称が同じであれば同一のものとしてします。

◆対象者◆

次に掲げるいずれかに該当するものとしてします。

- (1) 市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者
- (2) (1)の中小企業者による組合
- (3) (1)の中小企業者による共同団体
- (4) (1)において、グループ企業の一員として出展する場合は、市内の参加企業が単独で展示ブースを構え、それに係る経費の負担分を明確に提示できること

※同一事業について、国や県など他の団体から補助金を受けている方でも該当する場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

◆対象経費◆

次に掲げる経費の合計額とします。ただし、出展に係る人件費及び間接経費(振込手数料、運送費、交通費、宿泊費、出展製品に対する損害保険料、案内状作成費等)、消費税は含みません。

- (1) 出展小間料金
 - ・会員等の割引料金が適用される場合はその料金
 - (2) 小間装飾に要する経費
 - ・装飾料 小間の飾りつけをするための費用
 - ・基本工事料 小間で電気水道等を設置するための工事費用
 - ・電気水道等使用料 会場で使用する電気水道等の使用料
 - ・備品借上げ料 会場で使用する机・椅子等を借りるための費用
 - ・その他 商談コーナー、控室、ユーティリティスペース等の設置費用
- ※展示ブースの清掃業務及び警備業務に係る費用は含みません。

◆助成額◆

対象経費の2分の1以内

※見本市等の開催地が国内の場合は限度額50万円、国外の場合は限度額100万円。

◆募集時期◆

随時募集。ただし、予算枠に達した時点で募集を終了します。

◆申請方法◆

出展予定の見本市等が開催される1週間前までに、次に掲げる書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 山形市見本市等出展支援事業費補助金交付申請書
- ② 会社概要
- ③ 事業計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ 見本市等の開催概要(パンフレット等, 見本市の概要が把握できるもの)

※小間料金がわかる資料も添付願います。

◆補助回数◆

より多くの市内中小企業者に活用していただくため、一の中小企業者等が補助金の交付を受けられるのは、各年度につき1回を限度とします。

◆実績報告◆

補助事業(見本市等への出展)が終了した後、速やかに次に掲げる書類を提出してください。

【提出書類】

- ⑥ 山形市見本市等出展支援事業費補助金実績報告書
- ⑦ 事業報告書
- ⑧ 収支決算書
- ⑨ 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し
(外貨で支払った場合は、支払日の為替レートに基づき円換算し、レートを証明する書類
[両替時の伝票、海外向送金計算書等]を添付)
- ⑩ 出展状況がわかる写真(展示会場外観や展示ブースなどがわかるもの4~5枚程度)
- ⑪ その他参考となる書類

-- お願い --

- ・申請書・実績報告書の提出については、事前に雇用創出課へ連絡の上、直接持参ください。
- ・提出書類(交付申請書・実績報告書・請求書)に使用する印は、全て統一してください。
- ・提出書類に外国文の書類がある場合は訳文を添付してください。
- ・申請書・実績報告書の提出書類のうち①②③④⑥⑦⑧については、市ホームページ中、
[各課一覧(ページ下段:左)]⇒[商工観光部]⇒[雇用創出課]⇒[「総合情報」一覧]からダウンロードしてください。 【市ホームページ URL <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>】

◆補助金交付◆

実績報告書の提出後、書類を精査し補助金額を確定し、「補助金の額の確定通知書」を申請者に送付します。その後、申請者からの請求書の提出をもとに、指定口座に補助金を振り込みます。

◆補助金交付までの流れ◆



【受付・お問合せ先】

山形市商工観光部雇用創出課企業支援グループ

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3-25

[TEL] 023-641-1212 (内線 416) [FAX] 023-616-3535

[E-mail] koyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp